

公益財団法人 笹川平和財団

募集期間	2026年4月3日正午
応募資格	<p>① 日本国籍を有し、在学期間中を通じて日本国籍を有する者</p> <p>② 当財団の奨学生を、米国大学については4年間、英国大学については3年間にわたり受給することに同意した者</p> <p>③ 国内および海外の他の給付型奨学生の受給が確定している場合、本奨学生は満額受給とならないことに同意する者。進学先大学の授業料実費よりも少ない額の他の給付型奨学生を受給することは認められますが、その場合、本奨学生の支給は当該給付型奨学生の金額を差し引いた金額とします。但し、国内外の返済義務のある奨学生、奨学生に該当しない使途の支援金等（研究助成金、起業資金、行政による一時交付金等）の支給を受ける場合は、この限りではありません。</p> <p>④ 2026年6月末日までに我が国の高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、専修学校高等過程、もしくはこれらに準ずる海外の教育機関、あるいはインターナショナルスクールにおける教育課程を修了する予定、もしくはすでに卒業した者（高等専門学校については3年修了予定またはすでに修了した者）</p> <p>⑤ 笹川平和財団が指定する米国・英国の大学へ入学の許可を得た者で、2026年9月に第一学年への入学を目指す者</p> <p>※ 秋期募集に応募の場合、受入れ機関からの受入れ許可は、採用決定後でも構いません。</p> <p>⑥ 出願先大学の出願条件を遵守することに同意した者。大学によって定められた出願の諸条件を遵守しない場合は、奨学生の内定または採用が取り消されることがあります。たとえば、アメリカのアーリー・デジション等にみられるように、大学に合格したら他の大学への出願を取り下げ必ず当該大学に進学することを出願時に誓約した場合において、その誓約に反して正当な理由なく当該大学への進学を辞退したとき、または、他大学への出願を保持したときには、奨学生の内定または採用が取り消されることがあります。</p> <p>⑦ 本奨学生制度で実施する留学前研修及び留学生コミュニティ構築活動（卒業後を含む）に参加する者</p> <p>⑧ 当該留学に必要な査証を確実に取得し得る者</p> <p>⑨ 本奨学生に応募する時点で満20歳未満の場合は、保護者が留学を認める者</p>
給付内容	<p>米国または英国いずれの大学への進学においても、授業料・寮費（食費含む）・健康保険料および大学より直接請求を受け支払う経費であって在学に必要であると財団が認める費用を実費関連奨学生（実費を勘案の上、支給額が決定される奨学生をいう。以下同じ。）として支給します。</p> <p>定額奨学生として、米国大学進学の場合は年間\$15,000、英国大学進学の場合は年間£11,000を支給します。旅費交通費は実費関連奨学生の対象としませんが、入学及び卒業時の準備のための定額の一時給付奨学生を支給します。海外旅行保険料も実費関連奨学生には含めず、一時給付奨学生に相当額を含めます。金額については奨学生に別途通知します。</p> <p>本奨学生事業の給付対象期間は、米国大学の場合は大学卒業までの通算4年間、英国大学の場合は通算3年間とします。</p>
H P	https://scholarship.spf.org/

奨学生を希望する場合は、県立前橋高校 事務室までご連絡ください。

※ URLまたはQRコードより、要項を必ず確認してください。

